

表 2-1 社会保障の体系

広義の 社会保障	狭義の 社会保障	社会保険	年金保険, 医療保険, 介護保険, 労働者災害補償保険, 雇用保険等
		公的扶助	生活保護
		社会福祉	児童福祉, 障害者福祉, 老人福祉, 母子及び寡婦福祉, 児童手当, 児童扶養手当等
		公衆衛生 及び医療	医療提供体制, 感染症対策, 健康増進, 生活衛生等
		高齢者医療	高齢者医療等
	恩給	恩給	
社会保障関連制度	戦争犠牲者 援護	戦没者遺族年金等	
	住宅対策	公営住宅建設等	
	雇用対策	失業対策, 障害者雇用対策等	

2 医療保障

2.1 医療保障制度の基本原則

医療保障とは、疾病という事故に基づいて個人に生じる所得の減少ないし喪失、および医療サービスを受けることによってその個人に生じる特別の出費（医療費）という危険に対処するために、その危険を社会全体でカバーする制度である。わが国の医療保障制度は、いうまでもなく社会保険制度としての医療保険制度を中心に構築されている。

医療保険で医療費を保障する手法としては、いったん患者が医療費を全額負担し、その後保険者から保険給付の範囲内で医療費を償還する、いわゆる**償還払い方式**と、医療サービスそれ自体を保険給付の内容とする**現物給付方式**がある。わが国の医療保険制度では、原則として現物給付方式で保険給付が行われている。

現物給付方式での医療保険における被保険者、保険者、および保険医療機関の関係は図 2-1 の通りとなる。

2.2 わが国の医療保険制度

A 医療保険制度の体系

わが国の**医療保険制度**は、その歴史的沿革を背景に、**職域保険**と**地域保険**に大別される。被保険者の帰属について、職域保険はその職種・職業に着目し、地域保険は同一地域に居住している